

平成28年 第4回浜松市議会定例会
代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 平間良明

質問	答弁
1 交通事故件数ワースト1からの脱却に向けて 本市は政令指定都市中における人口10万人あたりの人身交通事故件数が、7年連続でワースト1の不名誉な記録を更新した。昨年から「抜け出そう市民総出で『ワースト1』」を合言葉に平成29年までに人身交通事故件数を6240件以下に削減することを目標とした、ワースト1脱出に向けた様々な施策に取り組んでいるが、これまでの延長線上の対応ではワーストからの脱却は難しいと考える。そこで、8年連続ワースト1にしないために以下の点について伺う。 (1) トップの発信と行動について ワースト1脱出には市民の意識を高める必要があり、その為には本市のトップである市長の発信と行動が必要であると考え。平成27年10月6日の市民に向けたメッセージ『『浜松市交通事故ワースト1脱出作戦』へのご協力をお願い』を初め、市長は様々な発信を行っているが、ワースト1脱出に向けた市長の発信及び行動の実績を、今後の決意を含めて伺う。 (2) 路面標示や注意喚起看板による事故防止対策について 本市の事故の特徴として、事故類型では出会い頭事故や追突事故が、事故原因では信号無視や一時停止無視による事故が県下平均よりも高いことが挙げられる。これらの事故防止策として路面標示や注意喚起看板が効果的であると考え。全国では様々なオリジナル路面表示により、その地域特有の事故防止を呼びかけている。そこで、路面標示や注意喚起看板による事故防止対策について、本市の取り組み実績と今後の進め方について伺う。また、	(1) 鈴木市長 市では、これまでも、交通事故削減のため、浜松市交通安全条例等に基づき、さまざまな対策に取り組んできている。 私も、「浜松市交通事故ワースト1脱出作戦」を推進する浜松市交通事故防止対策会議のトップとして、会議メンバー、企業、市民に対し、交通安全を訴え続けてきた。この結果、関係機関等において、独自にPRチラシを作成し従業員に周知したり、街頭での広報を実施するなど、脱出作戦は着実に広がりを見せている。 また、本年度策定した第10次浜松市交通安全計画では、計画最終年である平成32年の事故件数を6,000件とするなど、高い目標を掲げ、決意を示した。市民大会などのイベントでは、脱出作戦や事故件数の大幅削減を、私から直接、市民に呼び掛けた。 さらに、予算措置として、交通事故が多発する交差点の安全対策を倍増するとともに、今年度から、信号機のない交差点での「止まれ」表示対策を集中的に行うこととした。こうした即効性の高いハード整備についても、積極的に取り組んでいるところである。 今後においても、引き続き私が先頭に立ち、オール浜松の取組により、何としてもワースト1から脱出できるよう、精力的に発信し、行動していく。 (2) 横山土木部長 本市の人身交通事故の約7割が追突や出会い頭事故で占められ、約5割が交差点や交差点付近で発生しており、交差点の交通安全対策は重要であると考えている。このため、事故多発交差点対策の中で、公安委員会と連携し、平成16年度より、交差点カラー化や交差点注意等の路面表示、車線内側のドットラインを設置してきた。近年では、出世大名家康くんを使用したインパクトのある注意喚起看板も設置している。 また、脱出作戦期間の新たな取組みとして、今年度から、信号機の無い交差点で「止まれ」の路面表示を設置することで、一時停止を促す対策を進めており、11月末時点において、約2,800箇所の設置が完了している。これらの対策は、視覚的な効果が高いことから、即効性のある交通安全対策として有効である。今後は、国土交通省との連携により、速度超過や急ブレーキ箇所等の情報が得られるビックデータを活用し、より効果

質問	答弁
本市はワースト1脱出作戦として、黄色信号での無理な交差点進入をなくす「イエローストップ運動」を推進しているが認知度が低いことから、市民への周知を図るために、路面標示や注意喚起看板の設置をしてはどうかと思うが、考えを伺う。 (3) 高齢運転者の加害事故対策について 全国で高齢運転者による加害事故が連日報道されている。今後も高齢運転者は増える見通しであり、その対策が急がれるが、国は平成 29 年3月より 75 歳以上のドライバーに対する認知機能検査の強化など実施する予定である。運転適性の確認とともに、免許証の自主返納も進めているが、車を生活の足としている市民が多い本市では自主返納が進まないと考える。静岡県及び、浜松市タクシー協会では免許返納証明書の提示で料金1割引きのサービスをしているほか、遠州鉄道では電車・バスが乗り放題の定期券「シルバーワイドフリー定期券」を発行するなど、民間企業による免許返納者に対する優遇サービスなどがある。そのほか、香川県は、平成 28 年4月から自動ブレーキなどが装備されたASV(先進安全自動車)の購入に3万円を助成する全国初の補助制度を創設するなど、多くの自治体で高齢運転者の加害事故対策として様々な施策に取り組んでいるが、本市の取り組みについて伺う。 (4) 児童・生徒への交通安全教育について 自転車事故の多発を受け、平成 27 年6月に道路交通法が改正され、危険行為を繰り返した自転車運転者に対する、「自転車運転者講習」の義務づけなど厳格化された。自転車は道路交通法で軽車両とされ、法律を遵守する必要があるが、走行する際に進行方向左側の通行が徹底されていないなど、ルールの理解不足やルール軽視が問題となっている。年齢別自転車乗車中負傷者及び死傷者数では、死者	のある位置に路面表示を設置するとともに、生活道路内の速度抑制のため、車道幅を狭くするなど、新たな対策にも取り組んでいく。更に、脱出作戦事業であるイエローストップ運動の推進のためにも、来年度の事故多発交差点対策の中で、黄色信号で停止を促す看板を設置するなど、運転者自らの安全意識を高める取組みも進めていく。 (3)横山土木部長 浜松市では、全体の人身交通事故件数が減少傾向にある中、高齢運転者が関係する事故は、平成 23 年には 1,344 件、平成 27 年は 1,546 件と増加傾向にあり、重大事故となることも少なくない。こうしたことから、高齢運転者対策は、大幅な事故削減のためにも、重要な課題であると認識している。このため、高齢運転者向けの広報啓発として、今年度から、交通安全協会等と連携し、交通安全教室などで、市で購入した運転適性検査器を体験してもらっている。参加者にとっては、自身の動作の衰えなどを客観的に理解できることから、運転免許証の返納を考える契機となっている。こうした取組みは安全運転意識の向上にも繋がるものであり、初年度は、約 20 回予定しており、今後、一層拡充していく。また、天候や時間帯、体調に応じて、無理のない範囲で運転を自粛するよう呼び掛けも行っている。 こうした中で、国においては喫緊の課題と位置付け、関係閣僚会議が立ち上がった。来年 3 月からは、特定の違反をした高齢運転者に、臨時的認知機能検査を課す改正道路交通法も施行される。 今後も、支援策を含め、国の動向等を注視するとともに、本市の関係各課と協力しながら広報啓発を強化していく。 (4)岡部学校教育部長 市立小中学校においては、各学校の実情に応じて、自転車に乗る時の基本ルールである自転車安全利用五則をクイズ形式で学ぶワークシートや、自転車マナー向上のための副読本等を活用しながら、発達段階に応じた自転車の交通安全教育を行っている。 さらに、警察や交通安全指導員等の協力のもと、小学校では全ての学校で交通安全教室を実施して、3 年生以上が自転車の走行訓練を行っている。中学校では自転車マナーの向上対策として、自転車の実技指導や大型自動車の内輪差実験、自転車シミュレーター教習等に取り組んでいる。また、市立高等学校では、新入生全員を対象として、参加体験型サイクルマナー教室を実施している。近隣の自動車学校の教習コースにおいて、自動車の陰や交差点からの飛び出し、車の左折による巻き

質問	答弁
数は 70 歳以上が多いが、負傷者数については 19 歳以下が多いことから、児童・生徒への交通安全教育が重要と考えるが、本市の現状を伺う。 (5) 通学路交通安全プログラムへの子供の声の反映について 通学中の痛ましい事故が報道されているが、本市においても交通事故は通学時間帯に多く発生している。昨年9月の代表質問において子供目線の通学路の危険箇所を通学路交通安全プログラムに反映する仕組みを取り入れるべきと提案したところ、通学路整備要望調査において、子供たちの声を積極的に反映させることを学校へ依頼するとの答弁があった。そこで、進捗について伺う。	込みなど、自転車運転で日常的にみられる危険を体験的に学ぶ機会としている。今後においても、関係機関と連携し、正しい交通ルールとマナーを守る意識を高める自転車の交通安全教育に取り組んでいく。 (5)岡部学校教育部長 平成 27 年 9 月議会において、通学路の危険箇所についての子どもたちの声を通学路整備要望調査に積極的に反映させることを答弁した。 それを受け、平成 28 年度通学路整備要望調査から、学校が提出する調査票にこれまでの自治会の意見、PTA の意見に加え、児童生徒の意見という項目を新たに設けた。その結果、平成 28 年度に提出された整備要望総件数 174 件中 142 件について交通安全リーダーと語る会等で出された児童生徒の意見が取り入れられており、子供たちの声が広く反映されたことが確認できた。具体的には、交差点で左折車両が通過する際、危険を感じるという箇所にポストコーンを設置したり、側溝に蓋のないところがあり、歩いていて不安であるという箇所に側溝の蓋掛けをしたりする等、子供たちの意見を踏まえた対策をすでに実施している。今後においても、通学路交通安全プログラムに子供たちの声を生かしながら、通学路の安全確保に努めていく。
2 地域団体商標と地理的表示 (GI) 保護制度の活用について 地域団体商標と地理的表示 (GI) 保護制度の活用は地域産品のブランド価値形成に役立ち、国内販路拡大のみならず、輸出促進にも繋がり、様々な施策と併せた取り組みにより、観光客誘致や、新事業創出、雇用増など本市の活性化に繋がると考える。そこで、以下について伺う。 (1) 両制度の登録について 地域団体商標には本市から三ヶ日みかん、遠州灘天然とらふぐ、三方原馬鈴薯が登録されている。一方、地理的表示 (GI) 保護制度については本市からの登録はない。本市の農産品出荷は全国でも上位であり、農林水産物及び食品の海外販路開拓の支援事業にも取り組み、これらの制度の登録によりメリットが得られる地域産品も多いと認識しているが、両制度の登録に対する認識を伺う。	(1) 齋藤農林水産担当部長 地域団体商標制度と地理的表示、いわゆる GI 保護制度は、ともに地域の知的財産を保護する制度として法制化されている。「地域団体商標」は商標法の一部改正により平成 18 年に制度化され、「GI」は地理的表示法の制定により平成 27 年に制度化された。「GI」導入の背景として、地域団体商標では品質の担保がなく、不正に対して自力救済であることなど、農林漁業者等が行うには一定の限界があった。このため、「GI」は、国が不正を取り締ることとし、概ね 25 年間その地域で生産が継続され、品質等の特性が当該地域と結びついていることや品質管理の取得団体への義務付けなどを条件とし、「地域団体商標」に比べ、より厳格な制度となっている。 市内の取得状況としては、議員ご存知のとおり、「地域団体商標」では、三ヶ日町農業協同組合の「三ヶ日みかん」をはじめ計 3 件、全国では 598 件の登録があり、「GI」では、現時点で申請又は取得済みの本市産品はないが、全国では 21 件が登録されている。 本市としては、両制度が、農林水産品のブランド化による販路拡大や輸出促進、地域活性化に有効な手段であると認識している。 こうしたことを踏まえ、本市では、本年 2 月に商工会議所と共催で、国が支援している GI サポートデスクを活用し、GI 制度の周知と申請案件などの掘り起しを目的とした、説明会と相談会を開催した。

質問	答弁
(2) サポート体制について 両制度の登録促進にあたり、セミナーの実施や、サポートデスクの設置、商標登録に詳しい弁理士との連携強化などの対応が必要と考えるが、サポート体制について伺う。 (3) 制度の認知度向上策について 生産者や消費者への認知度向上が課題であるが、今後の対応を伺う。	(2) 齋藤農林水産担当部長 両制度とも、地域の名称を使用するという点は同様だが、行政の関与の度合いは異なる。とりわけ「G I」の取得においては、地域内での合意形成、生産・加工団体者間の調整が必要であり、こうした点で市が役割を果たしたいと考えている。 いずれの制度においても、取得目的や制度の選択、検討の熟度に応じて、浜松地域イノベーション推進機構の知財コーディネーターや、さらに弁理士など専門家等で構成される G I サポートデスクの活用による相談体制の充実のほか、申請時における必要な支援をしていく。 (3) 齋藤農林水産担当部長 市が開催するセミナーに加え、生産者団体、料理人や観光関連団体、行政など多様な主体で構成される「食×農プロジェクト推進協議会」の事業などを通じて、地域一体となって本市農林水産品のブランド価値の維持・向上を目指していく。
3 商標登録及び知的財産の保護・サポート体制について 国の知的財産戦略本部は 2016 年5月に「知的財産推進計画2016」を公表し、この中で知財意識・知財活動の普及・浸透として地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進を掲げており、中小企業や農林水産業に浸透してこそ、我が国全体の競争力の向上につながり、地方を含めて中小企業等も巻き込んだ産学連携及び産産連携を推進するとともに、中小企業等における知財マネジメントの普及及びグローバル市場開拓を含めて知的財産を活用した挑戦を応援していくことが必要だとしている。また、特許庁のホームページでは中小企業向け海外知財訴訟リスク対策マニュアルの掲載など、中小企業の海外進出におけるリスク軽減に対して支援している。本市はものづくり産業の海外進出支援などを積極的に行っているが、以下の点について伺う。 (1) 浜松市ブースに出展する製品の保護対応について 本市は音楽関連産業の発信として、11月に東京ビッグサイトにおける「楽器フェア2016」に、中小企業4社と「浜松市ブース」の共同出展を行ったほか、来年1月には、	(1)(2) 佐藤産業部長 経済のグローバル化の進展に伴い、海外市場において販路開拓を目指す意欲ある中小企業を支援するため、本市では、企業の海外見本市への共同出展を行っている。お話のように、国内外の展示会や見本市等へ自社の製品や技術情報を開示することにより、第三者による特許や意匠の登録、さらには製品の模倣など、知的財産に関するトラブルが少なからずあることが指摘されている。国の知的財産推進計画 2016 では、中小企業に対する知的財産の普及、活用支援の強化とともに、農林水産分野を含めた海外展開支援の強化を掲げている。こうした状況を鑑み、海外見本市等に出展する企業に対して、ジェトロ等の専門家による自社製品・技術に関する知的財産の重要性や、見本市等への出展時における知的財産保護の留意点などについて、事前の研修を実施しているところである。ちなみに、来年 1 月に NAMM ショーへ出展する企業についても、この 11 月に事前勉強会を開催した。 また、浜松地域イノベーション推進機構に知的財産に関する専門職員を配し、知的財産保護等についての相談業務をはじめ、海外販路対象国における早期の権利出願等について指導するとともに、必要に応じて、国内外での特許、実用新案、意匠、商標の出願を行う市内中小企業に対して、経費の助成を行っている。 このほか、特許庁や関東経済産業局、浜松商工会議所等と共催により、定期的に知的財産保護に関する講習会や相談会を開催するなど、引き続き関係機関とも連携しながら、中小企業の知的財産の保護に取り組んでいく。

質問	答弁
アメリカのアナハイムで開催される北米最大の楽器見本市「NAMMショー」にも、本市の中小楽器メーカーが「浜松市ブース」を共同出展する準備を進めている。これらの事業は大型展示会で中小企業が先端技術や独自技術を多くの方に披露できる反面、商標登録や知的財産の訴訟リスクも伴う。そこで、浜松市ブースに出展する製品の保護対応について伺う。 (2) サポート体制について 商標登録や特許出願など知的財産制度の活用促進策や、訴訟リスクなどに対する本市のサポート体制について伺う。 4 歴史的風致維持向上計画の策定について 市民文教委員会にて宮城県多賀城市を訪問し、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく、歴史的風致維持向上計画について視察した。同計画の認定により国から交付金などの支援が得られ、地域固有の歴史・文化の保存、活用、良好な環境を継承し発展させ魅力あるまちづくりに寄与することを確認した。認定された先行事例に照らすと、本市においても「歴史まちづくりを進める重点区域」に指定できる文化財や、街並み、伝統的な催事が数多くあり、歴史的風致維持向上計画の策定及び認定は、多くのメリットをもたらすことが期待できる。また、本年2月定例会で議員提案により制定した「民俗芸能の継承及び振興に関する条例」や、市が本年度に導入した「浜松地域遺産認定制度」、さらには本市が認定を目指している「日本遺産」に対する後押しになると考える。そこで、本市でも、歴史的風致維持向上計画によるまちづくりの取り組みを行うべきと考えるが、どうか伺う。	4 星野副市長 質問の4番目の歴史的風致維持向上計画について、歴史的風致維持向上計画は、通称「歴史まちづくり法」、正式には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づいて、市町村が策定する計画である。この計画は、計画期間に地域の歴史的風致を維持するだけでなく、歴史的な建造物の復原や修理等の手法により、積極的にその良好な市街地の環境を向上させることを目的としている。 この制度の主務は、文部科学省、農林水産省及び国土交通省が共同で担当しており、歴史的風致維持向上計画が認定されると、地域の特性にあわせた景観規制など法律上の特例措置や、各省から補助対象の拡大や国費率かさ上げなど、重点的な支援が得られるようになる。このため、認定を目指す市町村にも、まちづくりや文化財保護など、庁内横断的な体制が求められる。 現在、本市がすすめている鳥羽山城、二俣城の国指定史跡に向けた申請準備は、「歴史まちづくり法」適用の前提として、重点区域における中核となる国指定文化財を目指しているものである。また、本市の都市整備部と市民部が、「歴史まちづくり法」適用のための事前協議を国土交通省中部地方整備局ほかと継続しているところである。ご指摘の「民俗芸能条例」や「浜松地域遺産認定制度」も、本市の豊富な歴史文化資源を再認識し、全市的に歴史的風致維持向上計画を策定するための一助となるものである。今後においては、市が取り組んできた「歴史まちづくり法」の適用を視野に入れた歴史文化資源を活かしたまちづくりにつなげていくために、城跡の国指定の動きと並行して、庁内の関係部署の緊密な連絡調整体制を構築し、計画の実効性や施策の調整などの作業を連携して行い、同計画の策定に向け進めていく。

質問	答弁
5 環状バス路線の形成と放射道路の渋滞対策について (1) 浜松市総合交通計画では交通結節点にミニバスターミナルを設置してバスの環状路線形成を計画している。交通施策のアクションプログラムには事業実施スケジュールとして平成 27 年度から 31 年度までの中期計画で上島駅から弥生団地周辺の実証運行が記載されている。遠州鉄道上島駅のミニバスターミナルは本年度中に完成の予定であるが、計画の進捗について伺う。 (2) 「おんな城主 直虎」の放映に伴う、浜松駅から大河ドラマ館や直虎ゆかりの地など観光拠点へのアクセスとして、上島駅のミニバスターミナルから聖隷三方原病院経由で気賀駅を結ぶ路線を設定することで、浜松駅から姫街道の元迫分交差点付近までのバス路線重複区間を避けることができ、渋滞対策になると考える。その他、都田テクノロードの渋滞対策として、浜北駅から都田工業団地を結ぶバス路線の設置など検討が進められているが、放射道路の渋滞対策について伺う。	5 木村都市整備部長 (1)環状バス路線の形成について、環状バス路線は、市内の東西を結ぶ重要な幹線として浜松市総合交通計画に位置づけており、平成 24 年 12 月から 26 年 9 月まで、JR 天竜川駅とイオン浜松市野店間にかけて実証運行を行った。その結果、さらなる利用促進策に加え、駅前広場やバス路線の走行環境の改善など様々な課題を解決する必要性が明確となった。こうした結果に基づき、ご質問の上島駅から弥生団地周辺も含めた環状バス路線の計画については、道路整備の進捗や路線周辺の土地利用の変化を踏まえ、改めて検討することとしている。 (2)「おんな城主直虎」の放送に伴う来訪者の浜松駅からのアクセスは、定時性が高い遠州鉄道から天竜浜名湖鉄道を乗り継ぐルートや既存の路線バスを活用することとしている。 また、遠州鉄道株式会社においては、浜名湖周辺の主要な観光地である舘山寺地区と大河ドラマ館を経由して龍潭寺を結ぶ臨時の路線バスを運行することとしている。ご提案の上島駅からの路線については、鉄道に比べ定時性が低く、安定した需要にも課題があるものと考えられる。 また、企業立地が進む都田・三方原地区の交通対策については、道路改良等のハード施策とともに、時差出勤やバス運行のソフト施策の検討を進めている。しかしながら、バス運行には従業員や住民の安定した需要が必要となるため、利用者確保や利用促進の方策について関係者と協議を進めていく。今後については、都市計画マスタープランの見直しに併せて総合交通計画の見直しを行うこととし、その中で、利用者予測や道路の渋滞状況などを調査・研究し、放射道路におけるバスの大量輸送による渋滞対策が効果的に進むよう公共交通ネットワークの設定について検討していく。